



2026年1月29日

各 位

会 社 名 日 機 装 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 加藤 孝一
(コード番号 6376 東証プライム)
問合せ先 執行役員コーポレート部門長 村上 雅治
(TEL. 03- 3443 - 3717)

(経過事項の開示)

タックス・ハイブン対策税制に基づく更正処分に対する 東京高等裁判所の控訴審判決について

当社は、2021年8月16日付で開示した「税務当局からの更正による追徴に関する当社見解について」のとおり、当社連結子会社グループ Clean Energy & Industrial Gas グループ（CE&IG グループ）の外国子会社3社に対してタックス・ハイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとして、同外国子会社の親会社となる日機装インターナショナル株式会社の2018年度事業所得金額について、更正処分等を受けました。

当社はこれを不服として、東京地方裁判所に対し、更正処分等の取消請求訴訟を提起しておりましたが、2025年5月16日、当社の請求を認めない旨の判決が出されました。

その後、当社は、2025年5月29日付で開示した「タックス・ハイブン対策税制に基づく更正処分に対する東京高等裁判所への控訴について」のとおり、東京高等裁判所へ控訴しておりましたが、本日、東京高等裁判所より当社の請求を認めない旨の判決を受領しましたので、お知らせいたします。

記

1. これまでの経緯

- ・2021年7月8日 東京国税局より更正通知書の受領
- ・2021年10月4日 国税不服審判所に審査請求書提出
- ・2022年9月6日 国税不服審判所より審査請求を棄却する旨の決定を受領
- ・2023年2月28日 東京地方裁判所へ更正処分等の取消請求訴訟の提起
- ・2025年5月16日 東京地方裁判所による判決の言い渡し
- ・2025年5月29日 東京高等裁判所への控訴
- ・2026年1月29日 東京高等裁判所による判決の言い渡し

2. 今後の見通し

当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、当社としては本判決を受け入れがたいと考えております。判決内容を精査の上、今後の対応を検討してまいります。

なお、開示すべき事象が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上